

1 見直しの趣旨

鹿児島市交通事業経営計画では、自動車運送事業の抜本的見直しを着実に推進しながら、計画期間最終年度となる令和8年度での収支均衡を見込むとともに、2年度から4年度までの3年間を前期計画期間と位置づけ、取組の進捗や社会情勢の変化等を踏まえながら、4年度に必要な見直しを検討することとしていた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンドの消滅や行動自粛などから、市電・市バスの利用者数は大幅に減少し、同計画の財政見通しは、その初年度から大幅な乖離が生じる見込みとなっている。さらにコロナ禍は、新しい生活様式など社会に大きな変革をもたらせつつあり、公共交通の利用に関する考え方も変わってきている。

そこで、同計画の見直しを前倒して令和3年度に実施し、新たな社会に即した事業の再編等を進めながら、減収等も踏まえた中での持続可能な経営基盤の確立を図る。

2 見直しの基本方針

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減と利用者の安心・安全等につなげるため、国のガイドライン等を踏まえた必要な対策に取り組む。
- (2) 軌道事業及び自動車運送事業の全般について、コロナ禍収束後の新たな社会に即した規模及び内容へと見直す。
- (3) 交通事業全体として持続可能な経営基盤の確立を図るため、コロナ禍による減収を補填するための資金対策及び収支均衡を図るための経費削減策並びに増収策に取り組む。
- (4) 第六次総合計画及び市長マニフェストとの整合を図る。
- (5) SDGs を推進する計画となるよう、基本目標との関連付けや施策の検討等を行う。

3 見直しの内容

(1) I 位置付け (P.1)

- ・計画期間を、令和2年度～13年度（12年間）とする。

(2) IV 局を取り巻く事業環境とこれまでの取り組み (P.2)

- ・①令和2年度決算、②コロナ禍の影響、③バス路線移譲効果（令和2年度移譲分）に係る分析を追加する。

(3) VI 経営の基本構想 (P.19)

- ・基本目標において、SDGsのゴールを新たに関連付ける。
- ・目標指標において、(1)の計画期間や(4)の具体的取組の見直しを踏まえて修正等を行う。

(4) VIII 計画期間における具体的な取組 (P.25)

【新たに盛り込む取組】

① 感染症対策

- ・感染症予防のためのガイドラインに基づく感染拡大防止対策（3密対策や車両の消毒等）について取り組む。

② 資金対策

- ・持続可能な経営基盤の確立を図るため、特別減収対策企業債並びに一時借入金の借入及び当該借入の償還を行う。

③ 市長部局等と連携した交通分野におけるDXの研究

- ・新たな技術開発の動向や国等における実証実験も踏まえながら、MaaS への参画や自動運転等について、市長部局や他の交通事業者と連携して研究する。

④ 鹿児島市交通局発足100周年記念事業（令和10年）

- ・令和10年に迎える交通局発足100周年に向けて、記念イベント等について検討する。

【内容を見直す取組】（主なもの）

No.	施策名	現行（概要）	見直しのポイント
15	利用者への啓発	車内アナウンスやポスター掲示、マナーアップ期間の設定などにより、利用者にマナー向上等呼びかける	車内換気への理解やマスク着用の呼びかけなど、コロナ対策に係る取組の追加
17	電子看板（デジタルサイネージ）の導入	市電各停留場や市街地中心部の共同バス停にデジタルサイネージの整備を検討する	実施時期や導入手法について具体化
20	モバイルパス（スマホ一日乗車券）の導入	スマートフォン等で購入し利用することができる一日乗車券を導入する	新たに発売する乗車券（24時間乗車券）やサクラジマアイランドビューー一日乗車券等の追加
26	路線、ダイヤの見直し	市電・市バスの利用状況やニーズ等を定期的に調査・分析し、必要に応じて経路やダイヤ等を見直しを図る	新しい生活様式の下での需要に応じた減便等の実施
29	定期観光バスの見直し	民間事業者との役割分担を視野に入れ、観光資源を生かした運行コース等を見直しを検討する	民間事業者の運行休止や国体の開催等も踏まえながら、利用実態に即した見直しを実施
36	運賃の見直し等の検討	適正な運賃のあり方等について検討する	財政見直しを作成する中で、具体化
52	路線バスと市電との結節機能の向上等	14番線・17番線・18番線において、結節機能を高める	桜島フェリーやJRとの結節機能の強化について追加

(5) IX 財政見直し (P.35)

- ① 新たな生活様式の下での利用者数の予測に基づく運賃収入の下方修正
- ② 資金借入・償還の計上
- ③ 減便による職員等給与（時間外勤務手当等）の減
- ④ 収支シミュレーションに基づく運賃見直し

(6) X 計画の進行管理等 (P.36)

- ・令和2年度から3年度までの2年間で第1期、4年度から8年度までの5年間で第2期、9年度から13年度までの5年間で第3期と位置づけ、取組の進捗や社会情勢の変化等を踏まえながら、必要な見直しを検討する。

